証券コード　3646
2021年６月11日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町五丁目４番地
株　式　会　社　駅　探
代表取締役社長　金　田　直　之

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の安全確保の観点から、総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットにより議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

当社としましては、書面またはインターネットによる議決権行使をお願いしております。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁から４頁に記載のご案内に従って、2021年６月25日（金曜日）午後６時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月28日（月曜日）13時
（当日は、12時30分より受付を開始いたします。）

２．場　　所　東京都千代田区西神田三丁目２番１号　住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町　３階「Room１・２」
※会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

３．目的事項

報告事項
１．第19期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎本株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上のウェブサイト（https://ekitan.co.jp/ir/）に記載させて頂きます。

◎本株主総会招集ご通知に際して株主の皆様に提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://ekitan.co.jp/ir/）に掲載させていただいておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査したのは本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、開催日現在における感染状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。なお、インターネットによる事前の議決権行使も併せて、ご検討ください。

また、株主様の安全を第一に考え、本株主総会会場内においては、スタッフのマスク着用、消毒液の設置、その他感染予防措置を講じる予定でございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、スタッフがお声掛けをして入場のご遠慮または途中退場をお願いすることもございますので、予めご了承ください。

本株主総会の運営に関するご案内は、随時、当社ウェブサイト（https://ekitan.co.jp/ir/）にてお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



**株主総会に
ご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

**2021年6月28日（月曜日）
13時**（受付開始：12時30分）



**書面（郵送）で議決権を
行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2021年6月25日（金曜日）
18時到着分まで**



**インターネットで議決権を
行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2021年6月25日（金曜日）
18時入力完了分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

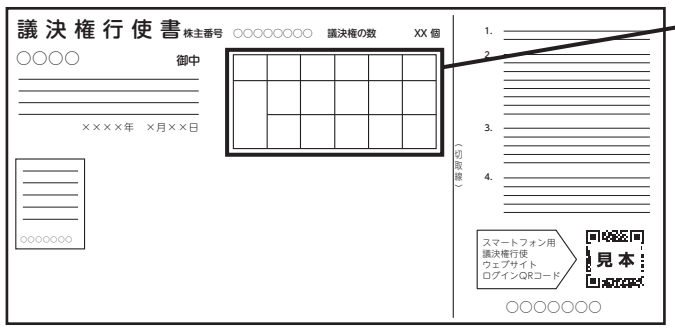

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

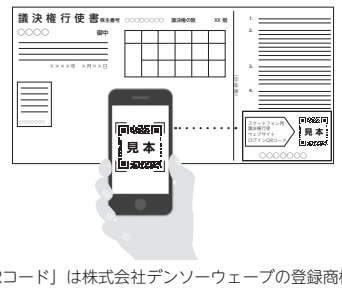

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

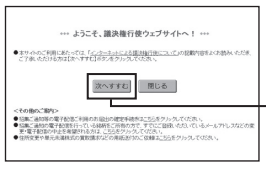

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

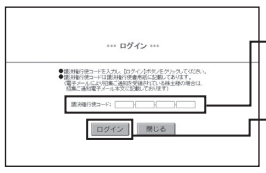

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

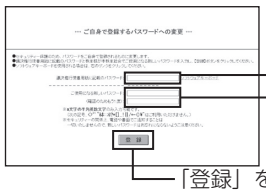

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金14円00銭
　　配当金総額：77,135,576円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月29日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	金田直之（かねだなおゆき） （1962年７月24日生） 再任	1986年４月　日立金属㈱　入社 1995年３月　日本オラクル㈱　入社 1996年７月　イーストマンコダックアジアパシフィック（現コダック合同会社）　入社 2000年７月　㈱アジアネット　代表取締役 2001年６月　㈱東芝　入社 2001年11月　㈱ニューズウォッチ　代表取締役社長（㈱東芝より出向、後転籍） 2011年10月　㈱ザクラ（現東京カレンダー㈱）代表取締役社長 2014年４月　㈱ＣＥホールディングス　入社　社長付 2014年４月　㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　執行役員 2017年９月　㈱ＣＥホールディングス　執行役員事業戦略担当 2017年９月　㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　代表取締役社長（現任） 2018年12月　㈱ＣＥホールディングス　取締役事業戦略担当 2019年５月　同社　取締役事業戦略室長 2019年11月　㈱マイクロン　取締役 2020年６月　当社　代表取締役社長 2020年６月　㈱ラテラ・インターナショナル　代表取締役（現任） 2020年８月　㈱ＣＥホールディングス　取締役（現任） 2020年４月　㈱サークア　代表取締役社長（現任） 2021年５月　当社　代表取締役社長経営戦略室管掌（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 金田直之氏は、当社並びに連結子会社の経営責任者として経営基盤の強化に邁進してまいりました。また㈱CEホールディングスの取締役を歴任するなど豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	奥津浩一（おくつこういち） (1970年10月４日生) 再任	1995年４月　㈱東芝　入社 2003年４月　当社　出向 2005年３月　技術士(情報工学部門)登録 2006年４月　当社　入社 2014年４月　エンジン・データ開発部フロンティア開発室長 2020年６月　当社　取締役エンジン・データ開発部長兼ＨＣビジネス部長 2020年６月　㈱ラテラ・インターナショナル　取締役（現任） 2020年９月　当社　取締役技術本部長（現任） 2021年４月　㈱サークア　取締役（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 奥津浩一氏は、株式会社東芝社内事業であった当社サービス黎明期より20年間以上、当社事業に関わっており、技術部門を牽引してきた当社有数のエンジニアであります。同氏は技術本部長として部門の発展に貢献してきております。取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としました。		
3	小柳智晃（こやなぎともあき） (1977年10月22日生) 再任	1999年４月　㈱丸十工業　入社 2000年７月　東京システムリサーチ㈱　入社 2001年５月　当社　出向 2007年４月　当社　入社 2020年６月　当社　取締役コンテンツビジネス部長兼事業準備室長 2020年６月　㈱ラテラ・インターナショナル　取締役（現任） 2020年９月　当社　取締役サービス本部長（現任） 2021年４月　㈱サークア　取締役（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 小柳智晃氏は、19年間、当社事業に関わっており、エンジン関連開発、要素技術開発、ＡＳＰライセンスビジネス及びコンテンツビジネス等の多岐にわたる業務を経験し、当社のサービス本部長としてサービス部門の発展に貢献しております。取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	亀本圭志（かめもとけいし） (1979年6月29日生) 再任	2002年４月　㈱シー・エス・イー　入社 2005年１月　㈱日本アイデックス（現パーソルワークデザイン㈱）　入社 2011年８月　㈱ミツハシ　入社 2017年９月　当社　入社 2020年６月　当社　取締役総務人事部長 2020年６月　㈱ラテラ・インターナショナル　取締役（現任） 2020年９月　当社　取締役管理本部長（現任） 2021年４月　㈱サークア　監査役（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 亀本圭志氏は、長年にわたる総務及び人事業務の豊富な経験を有しており、当社入社後は、人事課長として、人事及び総務に関わる幅広い業務を行っております。同氏は管理本部長として、人材の定着化、育成及び企業風土の改善に貢献しております。取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	松澤（まつざわ）　好隆（よしたか） （1957年6月6日生） 再任	1997年４月　㈱ジャパンケアサービス　入社 1999年７月　同社　総務部長 2000年８月　㈱シーエスアイ（現㈱ＣＥホールディングス）入社 2004年７月　同社　管理本部管理部長 2008年12月　同社　取締役管理本部長 2013年４月　同社　取締役管理担当 2013年４月　㈱シーエスアイ　取締役管理本部長 2013年６月　同社　常務取締役管理本部長 2014年６月　㈱ディージェーワールド　取締役 2014年12月　㈱ＣＥホールディングス　常務取締役管理担当 2015年３月　㈱エムシーエス　取締役（現任） 2018年12月　㈱システム情報パートナー　取締役管理担当（現任） 2019年１月　㈱シーエスアイ　常務取締役管理担当 2019年11月　㈱マイクロン　取締役（現任） 2019年12月　㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　取締役（現任） 2020年６月　当社　取締役（現任） 2020年12月　㈱ＣＥホールディングス　専務取締役（現任） 2020年12月　㈱シーエスアイ　取締役（現任）	－
	（取締役候補者とした理由） 松澤好隆氏は、㈱CEホールディングスの管理担当取締役として歴任し、上場企業に必要なコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制等の機能マネジメントに豊富な経験及び知見を有しており、当社の業務執行の適確性確保の為極めて有益な方であると考え、取締役の候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	森田 幸史（もりた たかし） （1956年９月30日生） 再任	1980年４月　日本電気㈱　入社 2001年10月　同社　ＮＴＴドコモシステム事業部部長 2007年４月　同社　ＮＴＴドコモサービス事業部営業統括部長 2015年４月　同社　ＮＴＴドコモ営業事業部エグゼクティブエキスパート 2016年10月　㈱オーネスト　顧問 2017年４月　㈱プロネッツ　顧問（現任） 2020年６月　当社　社外取締役（現任）	－
	（社外取締役候補者とした理由） 森田幸史氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたりITソリューション事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験及び見識により監督機能を果たすことができる人物であります。上記の経験、見識から当社の事業展開や取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。		
7	松舘 渉（まつだて わたる） （1972年７月25日生） 再任	1996年４月　㈱サンユテクノス　入社 2004年12月　㈱アットウェア設立　取締役（現任） 2016年７月　㈱未来シェア　代表取締役（現任） 2017年６月　㈱函館ラボラトリ　代表取締役（現任） 2020年６月　当社　社外取締役（現任）	－
	（社外取締役候補者とした理由） 松舘渉氏は、㈱アットウェア取締役、㈱未来シェア代表取締役を務めており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識から当社のMaaS領域における事業展開や取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。		

（注）１．取締役候補者金田直之氏は㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕの代表取締役社長を兼任しており、当社と同社の間には当期に、Ｗｅｂ制作業務の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．森田幸史氏、松舘渉氏は社外取締役候補者であります。森田幸史氏、松舘渉氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。なお当社では、森田幸史氏及び松舘渉氏が選任された場合、両名を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。

３．取締役との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。森田幸史氏及び松舘渉氏が社外取締役に再任した場合、同様の責任限定契約を継続する予定であります。

４．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等について
当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、改正会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
粕谷直人（かすやなおと） （1971年１月５日生）	1997年９月　稲村会計事務所（現アクタス税理士法人）入所 アクタスマネジメントサービス㈱入社 1999年９月　税理士登録 2000年12月　同社　取締役（現任） 2002年４月　ＡＳＧ税理士法人（現アクタス税理士法人）社員 2003年９月　同法人代表社員（現任） 2008年10月　登録政治資金監査人 2010年３月　アクタスＩＴソリューションズ㈱　取締役（現任） 2012年３月　㈱イーグルスミコーポレーション（現㈱エストケム） 社外取締役（現任） 2016年２月　行政書士登録 2020年１月　アクタスＨＲコンサルティング㈱　監査役 2021年３月　アクタスＨＲコンサルティング㈱　取締役（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．粕谷直人氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠の社外監査役候補者の選任理由について

粕谷直人氏につきましては、税理士登録の後、直接会社の経営に関与され、また社外取締役の経験など豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の監査に役立てていただくことを目的に、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．監査役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。粕谷直人氏が社外監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

５．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等について

当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、改正会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。

・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

粕谷直人氏が社外監査役に就任した場合、同様の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「当感染症」といいます。）の拡大及び、その影響による企業収益の低下並びに雇用環境の悪化が続き、極めて厳しい状況にありました。景気動向については、社会経済活動レベルの段階的引き上げ及び各種政策の効果等により持ち直しの動きがみられたものの、再度の緊急事態宣言発令に伴い部分的に経済活動が制限されるなど、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、乗換案内を中心とした人々の移動サポート情報を中心にサービスを提供してまいりましたが、当感染症の影響により新規顧客の獲得が減少するとともに、利用者アクセス数の低下により広告収入も低迷し、また、出張及び旅行に関連するサービスの利用も低調に推移したため、売上高、営業利益、経常利益はそれぞれ減少となりました。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益では、前期に特別損失として計上しました減損損失が今期において発生がなかったことから、増加に転じております。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,947,769千円（前年同期比32.0％減）、営業利益は188,456千円（前年同期比比44.4％減）、経常利益は206,895千円（前年同期比39.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は124,303千円（前年同期比431.2％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。
コンシューマ向け事業
　コンシューマ向け事業につきましては当感染症の拡大の影響を受け、月額課金サービスは新規顧客獲得の減少、メディア広告はサービス利用の減少によりそれぞれ減収となり、同様にトラベル事業も出張・旅行機会の激減により減収となりました。なお、プロモーションの見直しによる販促費の圧縮を行い、利益改善に努めてまいりました。
　この結果、売上高は1,202,670千円（前年同期比35.5％減）、セグメント利益は417,693千円（前年同期比9.5％減）となりました。

法人向け事業
　ASP・ライセンスビジネス及びBTM（ビジネストラベルマネジメント）事業は、既存顧客に対する売上高の減少は限定的なものの、新規顧客の獲得は低迷し減収となりました。また、株式会社ラテラ・インターナショナルについては、2019年10月１日をみなし取得日として、連結の範囲に含めておりますが、同社の観光ガイドブック事業及びインバウンド関連事業は、当感染症の世界的な拡大の影響を受け業績が著しく悪化しており、減益の要因となりました。
　その結果、売上高は745,098千円（前年同期比25.6％減）、セグメント利益は195,581千円（前年同期比25.5％減）となりました。

⑵　設備投資等の状況
　当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、84,884千円であります。
　その主なものは、事務所設備3,502千円、当社及び連結子会社のサービス用サーバー等の増強22,531千円及びサービス利用目的ソフトウエアの開発58,712千円であります。

⑶　資金調達の状況
　新型コロナ感染症の対応策として連結子会社である株式会社ラテラ・インターナショナルにて長期借入金100百万円の調達を実施いたしました。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　2020年７月１日付けで当社の連結子会社である株式会社ビジネストラベルジャパンを吸収合併いたしました。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　該当事項はありません。

⑻　対処すべき課題
　当社グループは事業収益の拡大と強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

①事業戦略
　当社グループを取り巻く経営環境は、交通・移動関連において、利用者の目的や嗜好に応じて最適な移動手段を提示し、利便性を高めるサービスである「MaaS」（Mobility as a Service）が、各交通関連の事業者において実証実験段階に入り、新たな成長領域としてその分野が拡大しております。また、法人においては、人手不足問題、働き方改革の推進なども背景に、生産性向上・業務効率化といった企業ニーズはますます高まっていくと考えられる中で、新たな成長領域の開拓を積極的に行ってまいります。
　コンシューマ向け事業では、月額課金サービスにて、機能改善や集客手法の改善により従来からの減収傾向に歯止めをかけ、一方で2021年４月１日に株式を取得し、完全子会社とした株式会社サークアや、連結子会社である株式会社ラテラ・インターナショナルの事業資産を活用し、今後のMaaS対応も見据えた自社メディアの強化等により広告事業の継続成長を目指します。
　法人向け事業では、働き方改革に貢献すべく法人業務効率化のためのソリューションサービスやシステム開発に軸足を移し、新たな成長領域として注力してまいります。当社の自社ブランドであるクラウド型ICカード交通費精算サービス「駅探Biz」について、機能拡張や大手ワークフローベンダーとの機能連携により拡販を進めております。

②技術開発
　事業戦略で定めた成長戦略を実現するためのエンジンやサービスの開発をスピード感を持ち、柔軟に遂行できる体制構築が重要な課題と考えております。採用の強化と、技術力アップのため

の教育研修に加え、提携やM&Aの活用による体制強化を進めてまいります。
　また、サービスの多様化に伴ってサービスやデータ、システムの運用コストが肥大化することを防ぎ、効率的な運用の仕組みを構築することが収益性を確保する上での重要課題と認識しています。運用の効率化、自動化を継続的に取り組んでまいります。

③コーポレート・ガバナンス体制の強化
　当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすとともに、企業価値の最大化を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で、果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレート・ガバナンス体制の構築と改善、強化が重要であると認識しております。業容拡大に伴う業務の増大に対応して、常に見直しを図り、内部統制の仕組みを改善し、連結子会社を含む当社グループ全体への教育や啓蒙を行い、必要に応じて管理部門の人員を強化することで、より強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

④人材の育成
　当社は、中期経営計画を達成するためには、会社を支える優秀な人材の確保と育成こそが最も重要であると考えております。豊かな経験と高いスキルを持つ人材や、潜在能力の高い人材の獲得に向けて採用活動を強化するとともに、社員の役割に見合ったスキルの獲得のための教育研修の実施、また適正な評価がなされる企業風土の構築が必要であると認識しており、そのために階層別、職能別の研修を実施し、個々の総合的な能力を高め、結果として組織力を向上させることに努めてまいります。あわせて、テレワークの環境整備や各種制度の改善により、社員がその能力を十分に発揮でき、モチベーションを高められる環境整備に取り組んでまいります。

⑼　財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第16期 (2018年３月期)	第17期 (2019年３月期)	第18期 (2020年３月期)	第19期(当期) (2021年３月期)
売上高（千円)	2,936,677	3,035,233	2,864,585	1,947,769
経常利益（千円)	502,621	480,085	341,846	206,895
親会社株主に帰属する当期純利益（千円)	317,209	291,208	23,402	124,303
１株当たり当期純利益（円)	58.84	53.35	4.26	22.56
総資産（千円)	3,188,992	3,304,150	3,293,959	3,280,185
純資産（千円)	2,637,362	2,835,441	2,766,662	2,835,868
１株当たり純資産（円)	483.33	517.60	502.15	514.71

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。

２．当社では、第16期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第16期 (2018年３月期)	第17期 (2019年３月期)	第18期 (2020年３月期)	第19期(当期) (2021年３月期)
売上高（千円)	2,817,333	2,810,647	2,542,722	1,892,201
経常利益（千円)	502,769	443,057	362,494	285,823
当期純利益（千円)	317,766	271,320	19,975	181,976
１株当たり当期純利益（円)	58.94	49.70	3.64	33.03
総資産（千円)	3,086,116	3,234,109	3,149,251	3,223,318
純資産（千円)	2,620,073	2,814,535	2,742,329	2,869,209
１株当たり純資産（円)	483.44	513.78	497.73	520.76

（注）売上高には消費税等は含まれておりません。

⑽　重要な親会社及び子会社の状況（2021年３月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ラテラ・インターナショナル	80,000千円	100.00%	旅行ガイドブック制作、プロモーション事業

⑾　主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
コンシューマ向け事業	個人向け及び携帯キャリア向け乗換案内サービスの提供、会員優待サービスの提供、旅行商品販売等
法人向け事業	法人向け乗換案内ＡＳＰサービスの提供、出張手配・管理システムの提供、旅行ガイドブックの制作、プロモーション事業等

⑿　主要な営業所（2021年３月31日現在）

①当社

本店：東京都千代田区

②子会社

株式会社ラテラ・インターナショナル　本店：東京都千代田区

⑬ 従業員の状況（2021年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンシューマ向け事業	16（ 9）名	－（△2）名
法人向け事業	17（ 3）名	△11（△1）名
全社（共通）	33（14）名	2（－）名
合計	66（26）名	△9（△3）名

（注）１．従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）は、当社の開発部、システム運用部及び管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62（25）名	2（△1）名	40.9歳	6.7年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。子会社への出向者は除いております。

⑭ 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	100,000千円

⑮ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年２月17日開催の取締役会において、マーベリック株式会社が展開しているスマートフォン向けインフィード広告事業（以下、「譲受事業」といいます。）の譲受につきまして、譲受事業を承継すること及び同社の新設分割会社の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2021年４月１日付で全株式を取得しました。

①．企業結合の概要

ａ．被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社サークア

事業の内容　　：スマートフォン広告システムの開発及び提供

b．企業結合を行った主な理由

譲受事業のWebメディア収益化の知見や人材、AI・アドテクノロジーを活用した広告表示の最適化等による当社サービス「駅探ドットコム」の収益の拡大と経路検索のユーザーデータ利用事業の展開、今後も市場拡大が見込まれるアドテクノロジー領域の事業取得、既存事業とは異なる領域の事業取得により、当社グループ全体としての事業ポートフォリオ強化及びビジネスリスク分散のためであります。

c．企業結合日

2021年４月１日

d．企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

e．結合後企業の名称

変更はありません。

f．取得した議決権比率

100％

g．取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したため、当社を取得企業としております。

②．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	780,000千円
取得原価		780,000千円

③．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等（概算額）　　45,000千円

④．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点において取得原価の配分が完了していないことから、確定しておりません。

⑤．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　25,635,200株

⑵　発行済株式の総数　　5,509,684株　（自己株式1,309,116株を除く）

⑶　株主数　　4,082名

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ＣＥホールディングス	1,700,000	30.85
インクリメント・ピー株式会社	588,000	10.67
神原伸夫	200,000	3.63
株式会社ぐるなび	158,200	2.87
ａｕカブコム証券株式会社	87,400	1.59
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	86,900	1.58
Ｊ．Ｐ．ＭＯＲＧＡＮ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ ＰＬＣ	75,200	1.36
一般社団法人ＶＩＰ	70,000	1.27
小田昌平	56,700	1.03
松岡真二郎	53,000	0.96

（注）１．当社は、自己株式を1,309,116株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　２．持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑸　その他株式に関する重要な事項
　　該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑵　当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（2021年３月31日現在）

⑴　取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金　田　直　之	㈱ラテラ・インターナショナル　代表取締役 ㈱ＣＥホールディングス　取締役 ㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　代表取締役社長
取　締　役	奥　津　浩　一	技術本部長 ㈱ラテラ・インターナショナル　取締役
取　締　役	小　柳　智　晃	サービス本部長 ㈱ラテラ・インターナショナル　取締役
取　締　役	亀　本　圭　志	管理本部長 ㈱ラテラ・インターナショナル　取締役
取　締　役	松　澤　好　隆	㈱ＣＥホールディングス　専務取締役 ㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　取締役
取　締　役	森　田　幸　史	㈱プロネッツ　顧問
取　締　役	松　舘　　渉	㈱アットウェア　取締役 ㈱未来シェア　代表取締役 ㈱函館ラボラトリ　代表取締役
常勤監査役	竹　谷　敬　治	㈱トプコン　社外監査役 ㈱ラテラ・インターナショナル　監査役
監　査　役	岡　田　　務	
監　査　役	内　田　満　之	ペッツベスト少額短期保険(株)　常勤監査役

（注）１．代表取締役社長金田直之氏は、2021年４月１日付で当社の連結子会社㈱サークアの代表取締役社長を兼職しております。また2021年５月１日付で当社経営戦略室管掌を兼職しております。
２．2021年４月１日付で取締役奥津浩一氏及び小柳智晃氏は、当社の連結子会社㈱サークアの取締役を兼職しております。また取締役亀本圭志氏は、同日付で㈱サークアの監査役を兼職しております。
３．取締役森田幸史氏及び松舘渉氏は社外取締役であります。
４．監査役竹谷敬治氏、岡田務氏及び内田満之氏は社外監査役であります。
５．当社は、取締役森田幸史氏及び松舘渉氏、監査役竹谷敬治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．監査役竹谷敬治氏は、他社における長年の経営管理業務の経験及び監査役経験を通じ、業務監査、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役岡田務氏は、長年の経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役内田満之氏は、業務監査経験を通じ、幅広いビジネスに関する相当程度の知見を有しております。
７．2020年６月１日付で大城敦之氏は常務取締役を辞任しました。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。

・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

⑷　取締役及び監査役の報酬等

①．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	40,050 (4,800)	40,050 (4,800)	－ (－)	－ (－)	13 (4)
監　査　役 （うち社外監査役）	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合　　計 （うち社外役員）	50,250 (15,000)	50,250 (15,000)	－ (－)	－ (－)	16 (7)

（注）１．上表には、2020年６月28日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（うち社外取締役2名）及び当期中に辞任した取締役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬等の総額には、役員賞与引当金繰入額はございません。

②．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
　取締役の金銭報酬の額は、2010年６月25日開催の第８回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち、社外取締役は１名）です。
　監査役の金銭報酬の額は、2010年６月25日開催の第８回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

③．役員報酬等の内容の決定に関する方針等
　当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬等は、企業価値の向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととします。

　取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ｂ．業績連動報酬に係る業績指標の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とする。各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

ｃ．基本報酬の額または業績連動報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を考慮したうえで、代表取締役社長が決定する。

d．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および事業貢献度を踏まえた業績連動報酬の額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督を行うものとする。

④．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長金田直之に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて社外取締役の監督の下決定しており、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

⑸　社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役　森田幸史

・㈱プロネッツ顧問であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役　松舘渉

・㈱アットウェア　取締役、㈱未来シェア　代表取締役及び㈱函館ラボラトリ　代表取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役　竹谷敬治

・㈱トプコンの社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役　内田満之

・ペッツベスト少額短期保険㈱の常勤監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 森　田　幸　史	2020年６月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。 長年にわたるITソリューション事業の経験に基づき、専門的な立場から取締役会では積極的に意見を述べており、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 松　舘　　渉	2020年６月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。 現役経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にMaaS領域における事業展開について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 竹　谷　敬　治	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会23回の全てに出席いたしました。 他社での監査役経験やこれまでの当社の監査役務から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 岡　田　　務	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会23回の全てに出席いたしました。 長年の経理業務経験と会計知識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 内　田　満　之	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会23回の全てに出席いたしました。 他社の監査役及び当社監査役務経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

（1） 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2） 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　25,740千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

（3） 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6．会社の体制及び方針

⑴　職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び従業員は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

ロ．取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ．コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ．代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、総務人事部を窓口として定め、適切に対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。

ロ．リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務人事部が行うものとする。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ニ．内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は月に１回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ロ．取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

ハ．各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。

ロ．監査役及び内部監査室は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、取締役会、経営会議等に報告するものとする。

ハ．子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当該従業員に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた従業員はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び従業員に説明を求めることができることとする。

ロ．取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

ロ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。

ハ．監査役が当社に対し、その職務の執行にかかる費用の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用の請求が職務の執行に必要でないと判断された場合を除き、速やかに処理をすることとする。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

ロ．総務人事部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び従業員が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

ハ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①　経営及び業務執行の健全かつ適正な運営の強化のため、常勤役員で構成される経営会議、部長職、監査役及び内部監査室長で構成される部長連絡会、社長、管理担当取締役、監査役、内部監査室長で構成されるCR委員会等を定期的に開催し、リスク状況の把握と早期是正を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告することでリスク及びコンプライアンス違反等の事象と対策の状況を経営と共有しております。

②　匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、それを全社員に周知することでリスク及びコンプライアンス違反等の情報収集体制を整備しております。

③　取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成、管理され、稟議書等の重要な文書も適切に管理しております。

④　財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。
⑤　監査役、内部監査室長、会計監査人は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。
⑥　反社会勢力排除に関する取り組みとしては、新規取引先との商談前に企業調査を実施するとともに、契約書に反社会勢力排除条項の記載を必須としているほか、弁護士、警察等外部専門機関との情報交換を継続的に実施しております。

⑶　株式会社の支配に関する基本方針
特筆すべき事項はありません。

⑷　剰余金の配当等の決定に関する方針
当社の剰余金の配当は、期末配当、中間配当の年２回を基本的な方針としております。期末配当の決定機関は株主総会でありますが、中間配当に関しては「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。
また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。
上記基本方針に基づき、当事業年度においても昨年に引き続き、株主への積極的な利益還元策として定時株主総会での承認を前提に、配当を実施することといたします。当事業年度の期末配当につきましては、基本方針のもと、年間配当額は１株当たり14円00銭となります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,864,778**	**流動負債**	**261,223**
現金及び預金	2,584,503	買掛金	54,172
売掛金	252,981	リース債務	1,242
原材料及び貯蔵品	2,104	未払法人税等	37,157
その他	25,299	賞与引当金	12,468
貸倒引当金	△111	買付契約評価引当金	13,156
固定資産	**415,406**	資産除去債務	6,506
有形固定資産	**94,160**	その他	136,518
建物	39,784	**固定負債**	**183,092**
工具、器具及び備品	53,201	長期借入金	100,000
リース資産	1,174	役員退職慰労引当金	17,640
無形固定資産	**157,621**	資産除去債務	14,414
のれん	2,590	その他	51,038
その他	155,031	**負債合計**	**444,316**
投資その他の資産	**163,624**	純資産の部	
投資有価証券	18,702	**株主資本**	**2,835,868**
繰延税金資産	22,837	**資本金**	**291,956**
その他	122,084	**資本剰余金**	**293,531**
		利益剰余金	**2,923,598**
		自己株式	**△673,216**
		純資産合計	**2,835,868**
資産合計	**3,280,185**	**負債及び純資産合計**	**3,280,185**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,947,769**
売上原価		**820,659**
売上総利益		**1,127,110**
販売費及び一般管理費		**938,654**
営業利益		**188,456**
営業外収益		
受取利息	48	
未払配当金除斥益	47	
助成金収入	12,846	
給付金収入	5,353	
その他	1,034	19,331
営業外費用		
支払利息	675	
為替差損	216	891
経常利益		**206,895**
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	137	137
税金等調整前当期純利益		**206,758**
法人税、住民税及び事業税	79,942	
法人税等調整額	2,512	82,455
当期純利益		**124,303**
親会社株主に帰属する当期純利益		**124,303**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2020年４月１日残高	291,956	305,013	2,878,907	△709,214	2,766,662	2,766,662
当期変動額						
剰余金の配当			△55,096		△55,096	△55,096
親会社株主に帰属する当期純利益			124,303		124,303	124,303
自己株式の消却		△11,481	△24,515	35,997	－	－
当期変動額合計	－	△11,481	44,690	35,997	69,206	69,206
2021年３月31日残高	291,956	293,531	2,923,598	△673,216	2,835,868	2,835,868

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,813,921**	**流動負債**	**227,780**
現金及び預金	2,506,899	買掛金	52,338
売掛金	251,431	リース債務	1,242
原材料及び貯蔵品	291	未払金	65,239
前払費用	22,056	未払費用	7,645
その他	33,354	未払法人税等	36,978
貸倒引当金	△111	未払消費税等	14,807
固定資産	**409,396**	前受金	20,261
有形固定資産	**94,160**	預り金	9,476
建物	39,784	前受収益	815
工具、器具及び備品	53,201	賞与引当金	12,468
リース資産	1,174	資産除去債務	6,506
無形固定資産	**157,621**	**固定負債**	**126,328**
ソフトウエア	152,063	関係会社事業損失引当金	50,526
ソフトウエア仮勘定	2,967	資産除去債務	14,414
のれん	2,590	長期前受金	1,388
投資その他の資産	**157,614**	債務保証損失引当金	60,000
関係会社株式	18,692	**負債合計**	**354,109**
長期前払費用	957	純資産の部	
差入保証金	115,126	**株主資本**	**2,869,209**
繰延税金資産	22,837	**資本金**	**291,956**
資産合計	**3,223,318**	**資本剰余金**	**291,956**
		資本準備金	291,956
		利益剰余金	**2,958,514**
		その他利益剰余金	2,958,514
		繰越利益剰余金	2,958,514
		自己株式	**△673,216**
		純資産合計	**2,869,209**
		負債及び純資産合計	**3,223,318**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,892,201**
売上原価		**776,733**
売上総利益		**1,115,467**
販売費及び一般管理費		**829,785**
営業利益		**285,682**
営業外収益		
受取利息	47	
未払配当金除斥益	47	
その他	83	179
営業外費用		
支払利息	37	
為替差損	0	37
経常利益		**285,823**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	32,934	32,934
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社事業損失引当金繰入額	58,880	58,880
税引前当期純利益		**259,878**
法人税、住民税及び事業税	78,146	
法人税等調整額	△245	77,901
当期純利益		**181,976**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2020年４月１日残高	291,956	291,956	11,481	303,437	2,856,149	2,856,149	△709,214	2,742,329	2,742,329
当期変動額									
剰余金の配当					△55,096	△55,096		△55,096	△55,096
当期純利益					181,976	181,976		181,976	181,976
自己株式の消却			△11,481	△11,481	△24,515	△24,515	35,997	－	－
当期変動額合計	－	－	△11,481	△11,481	102,364	102,364	35,997	126,879	126,879
2021年３月31日残高	291,956	291,956	－	291,956	2,958,514	2,958,514	△673,216	2,869,209	2,869,209

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社　駅探
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	葛　貫　誠　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	槻　　英　明	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社駅探の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駅探及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社　駅探
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	葛　貫　誠　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	槻　　英　明	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社駅探の2020年４月１日から2021年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月21日

株式会社駅探　監査役会

社外監査役(常勤)　竹谷敬治　㊞

社外監査役　岡田務　㊞

社外監査役　内田満之　㊞

以上

株主総会　会場ご案内図

会　　場　東京都千代田区西神田三丁目２番１号　住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町　３階「Room１・２」



〈交通〉

地下鉄東京メトロ半蔵門線 地下鉄東京メトロ東西線 都営地下鉄新宿線	九段下駅	５番出口より徒歩３分
地下鉄東京メトロ半蔵門線 地下鉄東京メトロ東西線 都営地下鉄新宿線	神保町駅	Ａ２番出口より徒歩４分
JR線	水道橋駅	西口より徒歩７分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。